

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和 7 年 4 月
国 土 交 通 省
物 流 ・ 自 動 車 局

国土交通省では、令和7年3月19日から令和7年4月18日まで、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に関して、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、本件に関して、26件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表いたします。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間 令和7年3月19日（水）～令和7年4月18日（金）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 意見数

提出意見数 26件（提出者数15名）

3. 問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課
電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41615）
直通：03-5253-8565

- ※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただきます。
- ※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。